

資料番号 18－1

第5次朝霞市総合計画（素案）

私が暮らしたいまち 朝霞

目次

第Ⅰ部 総論	1
第1章 総合計画について	2
1 総合計画の目的と経緯	2
2 総合計画の構成と期間	3
第2章 総合計画策定の背景・前提	4
1 朝霞市の概況	4
2 人口・財政・都市計画に関する整理	6
3 社会の潮流・まちづくりの課題	24
第Ⅱ部 基本構想	31
第1章 基本構想について	32
1 基本構想の構成図	32
2 基本構想の概要	33
3 基本構想の構成	33
第2章 朝霞市の将来像	34
1 将来像（ビジョン）	34
2 将来像の基本概念（コンセプト）	34
第3章 政策を立案・推進する際の留意点（ポイント）	39
第4章 政策分野（ジャンル）	41

第 I 部 総論

第1章 総合計画について

1 総合計画の目的と経緯

総合振興計画は、平成 23 年（2011 年）の地方自治法改正により市町村における策定義務がなくなり、今後の策定については各市町村の判断にゆだねられました。しかし、朝霞市では、市政を総合的かつ計画的に推進するため、引き続き基本構想を策定し、中・長期的な視点から市民のみなさんと市がともに目標とする将来像を描き、その実現に向けて、将来の行政需要やまちづくりの方向性などを総合的、体系的に示すこととしました。

朝霞市ではこれまでに、総合振興計画を、昭和 50 年（1975 年）から平成 18 年（2006 年）まで、10 年ごとに第 1 次から第 4 次まで策定し、計画的な市政運営に努めてきました。

平成 27 年（2015 年）度をもって現在の第 4 次総合振興計画の計画期間が終了するにあたり、新たなまちづくりの方向性を示すため、平成 28 年度（2016 年度）を初年度とする第 5 次朝霞市総合計画を策定します。

なお、本計画は、第 4 次まで総合振興計画という名称で策定してきましたが、都市基盤の整備などに重点を置く「開発」重点の時代から、環境や文化などを含めたトータルな都市の価値を追求する時代へと転換していくことをイメージして、今回の第 5 次計画から「振興」を外して、「総合計画」という名称を採用することとしました。

2 総合計画の構成と期間

第5次総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成します。

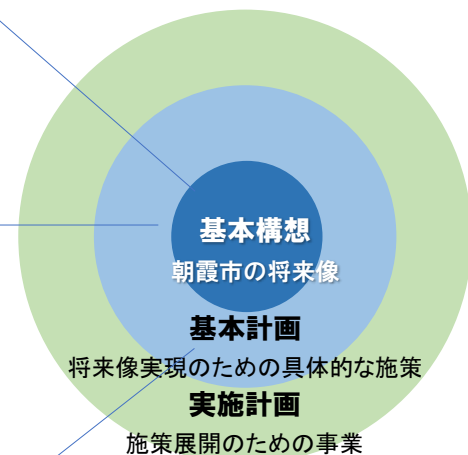
基本構想は、市民と市がともに実現をめざす将来像と、その実現に向けた政策の方向性を示すものです。構想期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するための市の具体的な施策を分野別に、体系的に示すもので、前期と後期に分け、それぞれ5年間で計画期間とします。

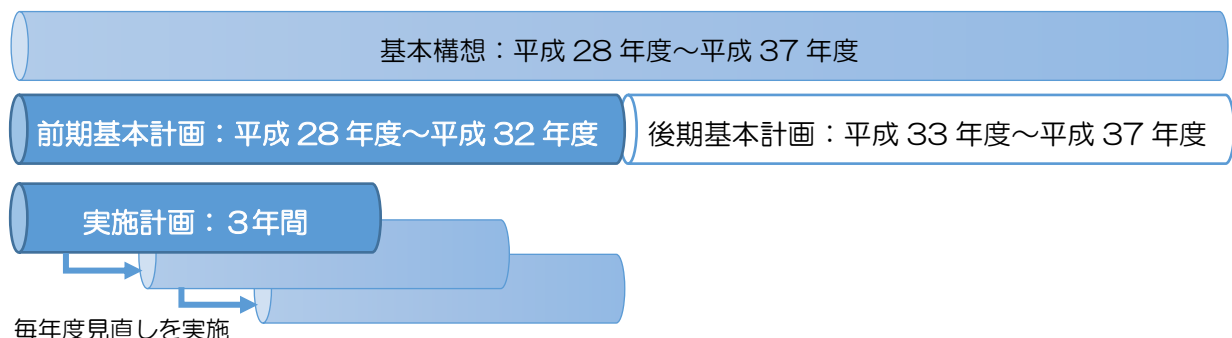
前期：平成28年度から平成32年度まで

後期：平成33年度から平成37年度まで

実施計画は、基本計画に定めた各施策を展開するためのより具体的な事務や事業の内容を示すもので、各年度の予算編成の基礎となります。3年間で計画期間とし、毎年度、内容を見直します。



【基本構想・基本計画・実施計画の計画期間】



第2章 総合計画策定の背景・前提

1 朝霞市の概況

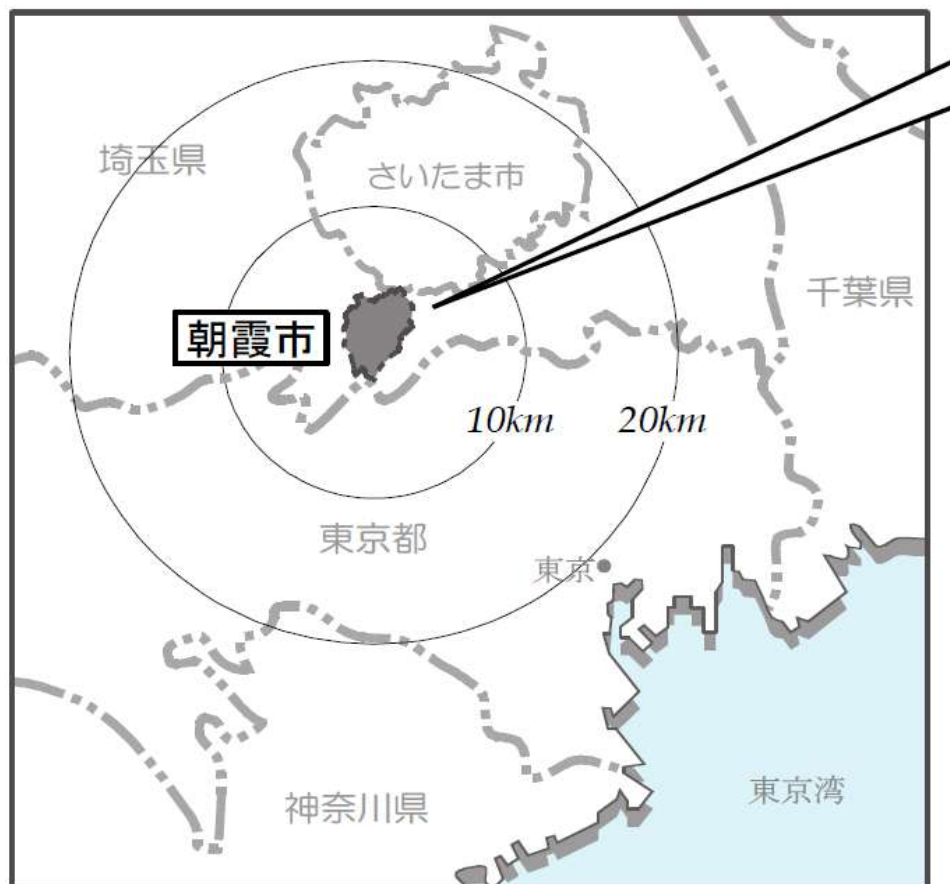
(1) 朝霞市の歴史

この地域における人々の足跡は、今から3万年前の旧石器時代まで遡ることができます。柵塚古墳をはじめとして、中世の城跡である岡の城山、江戸時代に建てられた国の重要文化財である旧高橋家住宅、川越街道の宿場町として栄えた膝折宿など、それぞれの時代をしのばせる歴史的な遺産も数多く残されています。

明治22年(1889年)に町村制が施行され、のちに本市を構成することとなる膝折村と内間木村が成立しました。大正3年(1914年)には東上鉄道(現在の東武東上線)が開通し、昭和7年(1932年)の東京ゴルフ倶楽部の移転を契機に、膝折村は町制を施行し、朝霞町と改称しました。

昭和16年(1941年)には赤羽から陸軍被服廠分廠が、市ヶ谷から陸軍予科士官学校が移転してきました。戦後、これらの施設は米軍基地として利用され、返還後は自衛隊の駐屯地や公共施設の用地として利用されてきました。

昭和30年(1955年)に朝霞町と内間木村が合併し、新しい朝霞町となり、昭和42年(1967年)3月15日に市制が施行され、埼玉県で27番目の市として朝霞市が誕生しました。



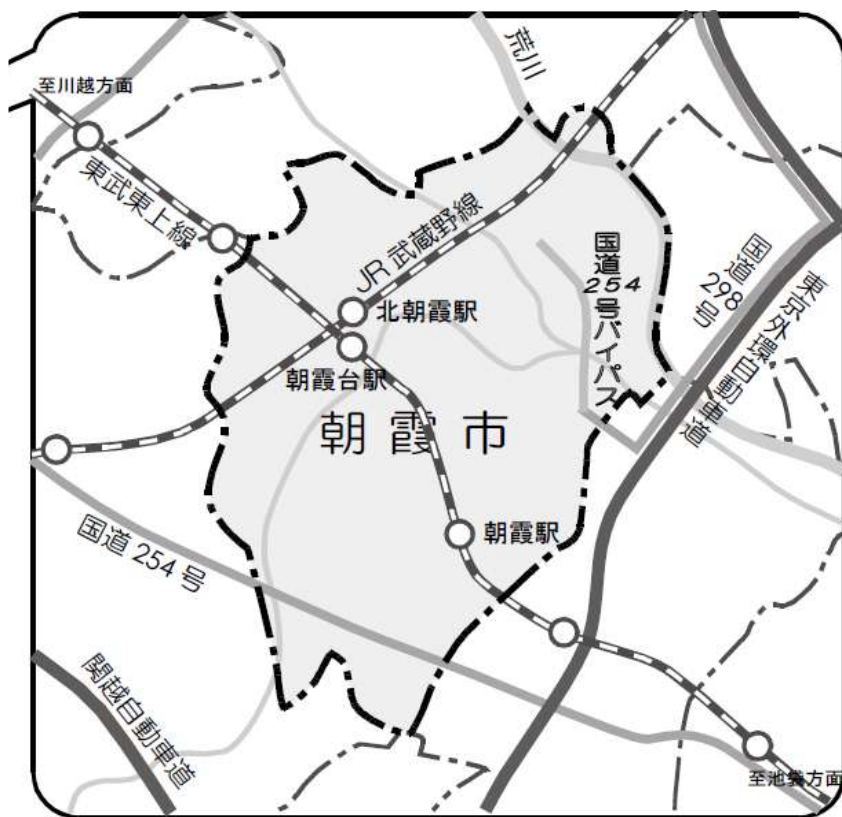
（２） 朝霞市の地勢と人口

朝霞市は、県庁所在地であるさいたま市から約9 km、東京都心から約 20 kmの距離にあり、市の南部が東京都練馬区と接する埼玉県南西部に位置しています。

本市の地形は、武蔵野台地と荒川低地に大別され、その間の斜面林が武蔵野の面影を残しています。また、荒川とほぼ並行して新河岸川が流れ、市の中央部には東西に黒目川が流れるなど、変化に富んだ地形となっています。

交通の面では、本市の南部を国道 254 号（川越街道）、東部の市境を外郭環状線が通り、高速道路に容易にアクセスすることができます。また、北西から南東の方向には都心と直結する東武東上線と東京メトロ有楽町線・副都心線（東急東横線、みなとみらい線と相互乗入）、南西から北東の方向にはさいたま市など県央地域と結ぶＪＲ武蔵野線が走り、都市交通の重要な結節点となっています。

こうした武蔵野の面影を残す自然景観や交通の利便性を背景として、市の人口は市制施行以来、増加を続けており、人口増加率は全国や首都圏と比較しても高く、平成 27 年（2015 年）4 月 1 日現在（住民基本台帳）で 134,709 人となっています。朝霞市の特徴は、市民の平均年齢が若く、生産年齢人口の割合が高いことです。また、高齢化の傾向もゆるやかで、出生率も隣接する東京都に比べ高いのですが、それでも少子・高齢化の傾向は明らかですし、高齢者など一人暮らし世帯の増加は今後の課題となります。



2 人口・財政・都市計画に関する整理

第5次朝霞市総合計画の基本構想を検討する際の基本的なデータとして、人口・財政・都市計画の3つの観点から朝霞市の現状を確認し、課題を整理しました。

(1) 人口

①人口統計等にみる朝霞市の特徴

■平均年齢

日本全体の平均年齢は、平成26(2014)年時点で45.7歳です。この計画の最終年度である平成37(2025)年の予測は48.3歳になります。本市の平均年齢が、平成26年時点で41.7歳ですから、全国平均を4歳も下回る若い人の多いまちということになります。

資料：国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口（平成24年1月推計）』

■人口動態

最近の本市の人口の変化の内訳をみると、出生数は、年間1,400人前後で、死亡者数は、800人前後となっていることから、500～600人の自然増が続いています。一方、転入・転出数は、ほぼ同程度で、わずかに増加傾向を示しているに過ぎません。

資料：統計あさか

■出生率

我が国の合計特殊出生率をみると、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていましたが、昭和25(1950)年以降急激に低下し、平成17(2005)年には過去最低である1.26まで落ち込みました。

第2次安倍内閣の下で創設された「まち・ひと・しごと創生本部」では、平成26(2014)年秋、人口減少の抑制に向けた長期ビジョンと戦略をまとめました。長期ビジョンは、平成72(2060)年でも日本の人口を1億人程度に維持できる将来展望を示すことを目的としています。同ビジョンでは、合計特殊出生率を1.8程度までに改善することを目指すことが明記されています。

本市の平成25(2013)年の合計特殊出生率は1.43で、全国平均とほぼ同じですが、埼玉県の1.33や東京都の1.13に比べ高くなっています。今後も引き続き、子どもを安心して産み、育てられるためのよりよい環境をつくっていくことが課題となります。

資料：統計あさか、人口動態統計、「平成25年埼玉県の人口動態概況」の都道府県別人口動態総覧

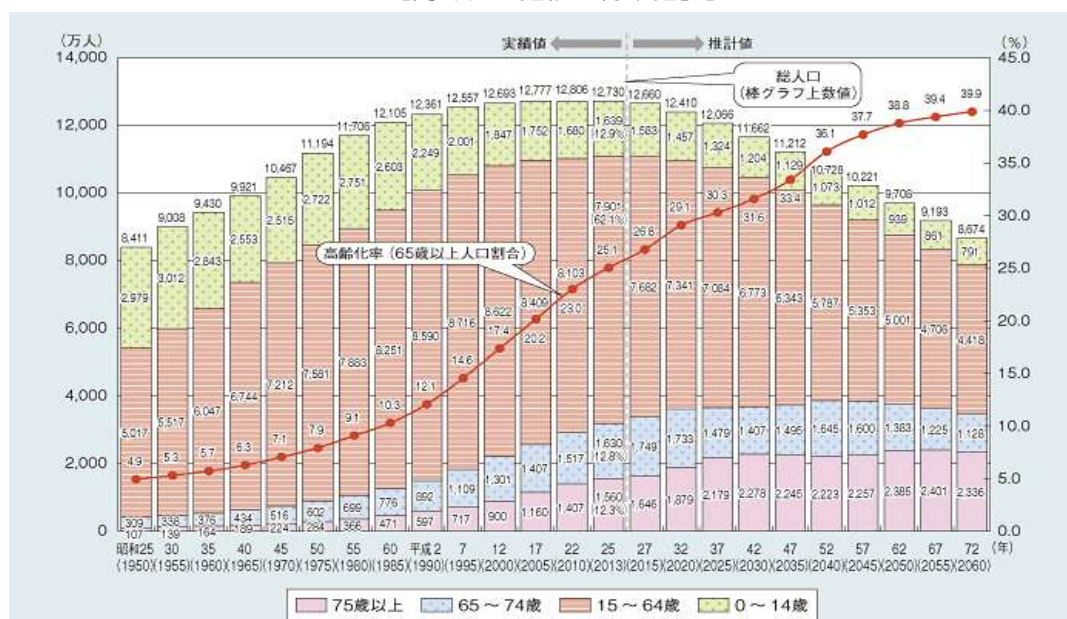
■高齢化

いわゆる「団塊の世代」（昭和 22～24 年に生まれた人）が 65 歳以上となる平成 27（2015）年の高齢者は 3,395 万人となり、「団塊の世代」が 75 歳以上となる平成 37（2025）年には 3,657 万人に達すると見込まれています。その後も高齢者人口は増加を続け、平成 72（2060）年には、2.5 人に 1 人が 65 歳以上、4 人に 1 人が 75 歳以上に達するといわれています。

本市の高齢化率は、平成 26（2014）年 1 月 1 日現在で 17.8%です。全国の高齢化率は平成 25（2013）年 10 月 1 日現在で 25.1%であり、本市は全国に比べ緩やかに高齢化が進展しています。しかし、市の「高齢者福祉計画」では、本市の 75 歳以上の人口が平成 26 年から平成 37 年までに約 1.5 倍になると試算していることから、本市も高齢化に伴う課題から目を背けることはできません。

資料：国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）』

【高齢化の推移と将来推計】



資料：平成 26 年版「高齢社会白書」（厚生労働省）

■世帯の構成 ～一人暮らしの増加～

平成 22（2010）年には、東京都特別区では2世帯に1世帯が一人暮らし世帯となっています。

本市の平成 22（2010）年の世帯構成は、核家族世帯が 56.0%、単独世帯が 37.5%、その他多世代同居などの世帯は 6.5%となっています。特に高齢者の単独世帯は平成 12 年と比較すると 2 倍に増加しています。

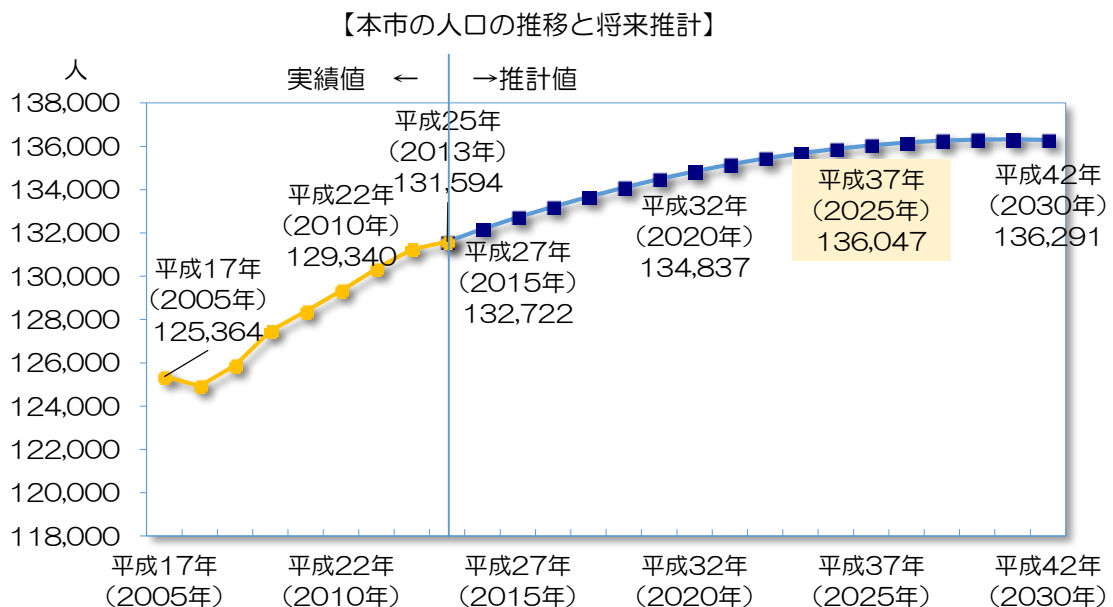
一人暮らしの高齢者の健康や日々の暮らしをどのように見守っていくかが今後も重要な課題となります。

資料：平成 22 年国勢調査

②将来人口

■総人口の推計

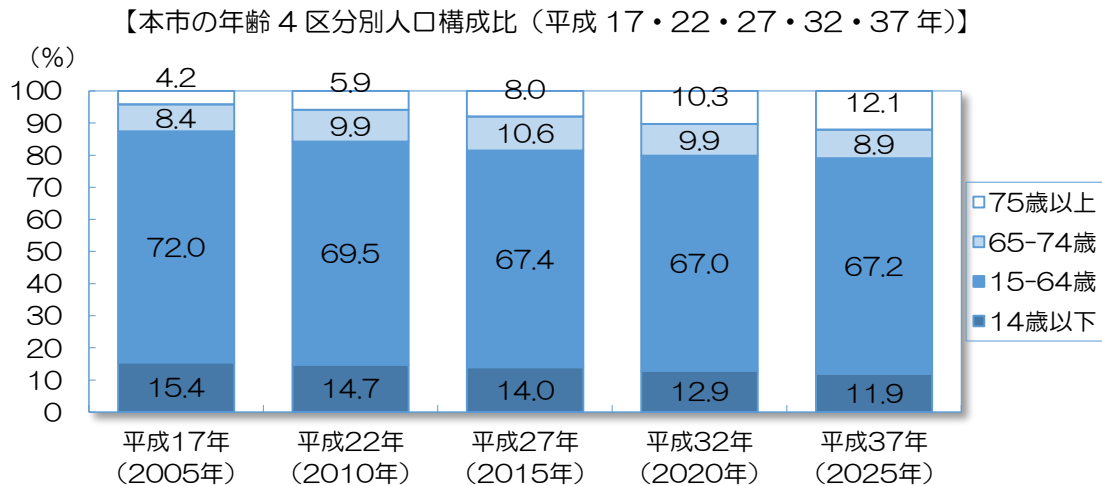
全国的には人口の減少局面へと移行していますが、朝霞市では東京メトロ副都心線の開業など交通利便性が一層向上しており、人口は少しずつ増加しています。今後も市街化区域に編入された地域を中心に宅地開発が行われる見込みがあることなどから、この計画の最終年度である平成 37 年（2025 年）の人口を約 136,000 人になると推測しました。もちろん、今後の人口構成の変化においては、少子・高齢化の傾向はより顕著になると予測されます。



将来人口（平成 37 年見込み） 136,000 人

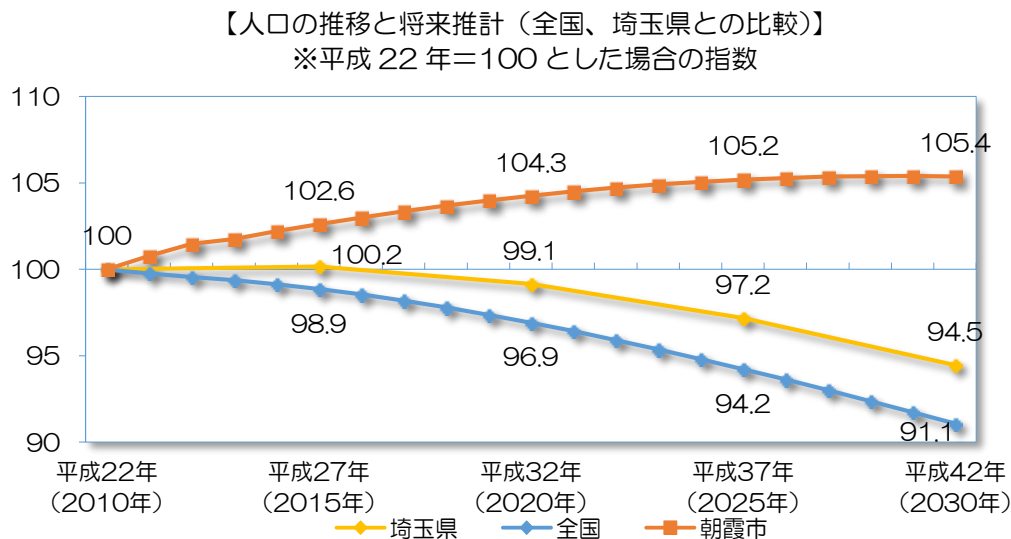
■人口構成比

本市の人口構成比をみると、14 歳以下の割合は減少し、生産年齢人口（15～64 歳）の割合は、ほぼ横ばいで推移するとみられますが、75 歳以上の割合は増加すると見込んでおり、高齢化は着実に進むとみられます。



■将来人口の全国、埼玉県との比較

全国的には人口減少が進み、埼玉県においても平成 27 年以降は人口が減少すると見込まれています。一方、本市においては、今後 15 年近くにわたり人口の増加が進むと見込んでいます。



注：全国は国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）』、
埼玉県は同『日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）』に基づき指数を算出

(2) 財政

本市は、これまで市民の皆さんの納税により安定した財政基盤を維持してきました。現在も、市の歳入の6割近くを市税収入で賄うことのできる自立性の高い自治体であることに変わりはありません。

しかし、少子高齢化の進行、インフラや公共施設などの都市基盤の老朽化対策、安心・安全のまちづくりなど、社会の変化や市民の価値観の多様化に対応しながら市民の皆様の生活をしっかりと支えていくためには、先を見通した適正な行財政運営に努める必要があります。

したがって、今後、歳入の大幅な伸びは期待できない一方、歳出の増加が見込まれることから、歳入に見合った財政運営をする必要があります、改めて政策の選択と集中による持続可能な行政の実現を目指す必要があります。

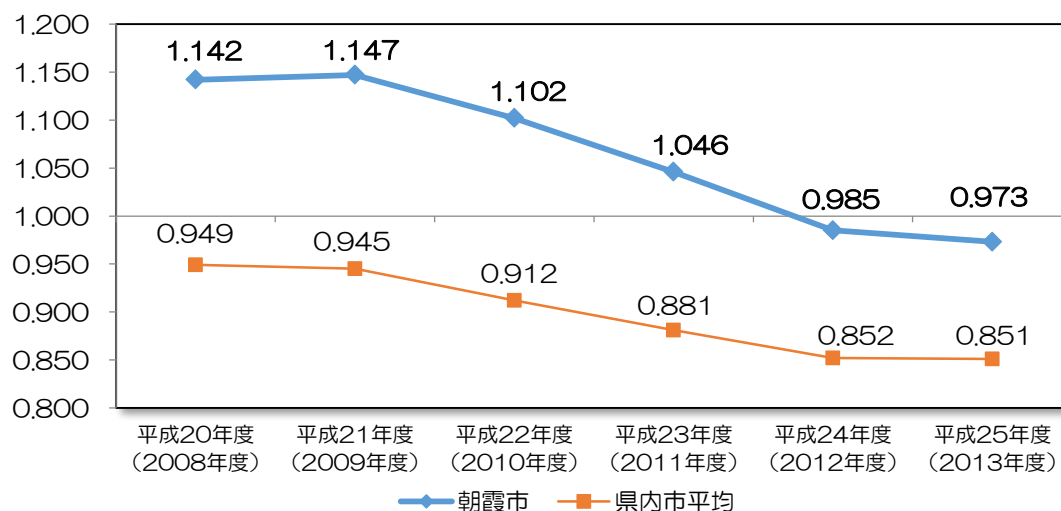
①主要な財政指標

■財政力指数

標準的な行政活動を行う財源をどのくらい自力で調達できるかを示した指標で、財政力指数が大きいほど財政力が強いとみることができます。

朝霞市は県内市平均に比べ財政力が強く、平成23年度までは「1」を上回っていましたが、平成21年度をピークに低下しています。

【財政力指数の推移】

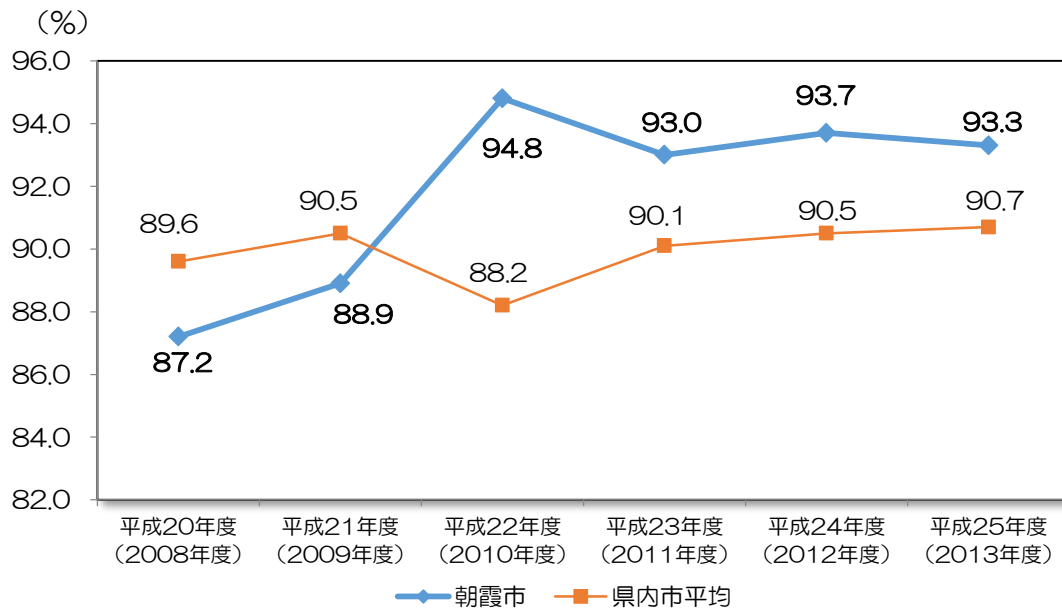


■経常収支比率

財政構造の弾力性を判断するための比率で、人件費、扶助費、公債費等の経常経費に、市税、地方交付税、地方譲与税などの経常一般財源や減税補てん債（特例分）及び臨時財政対策債がどの程度充当されているかを見る指標です。

この比率が低いほど財政構造に弾力性があることになります。

【経常収支比率の推移】



②一般会計

■歳入、歳出

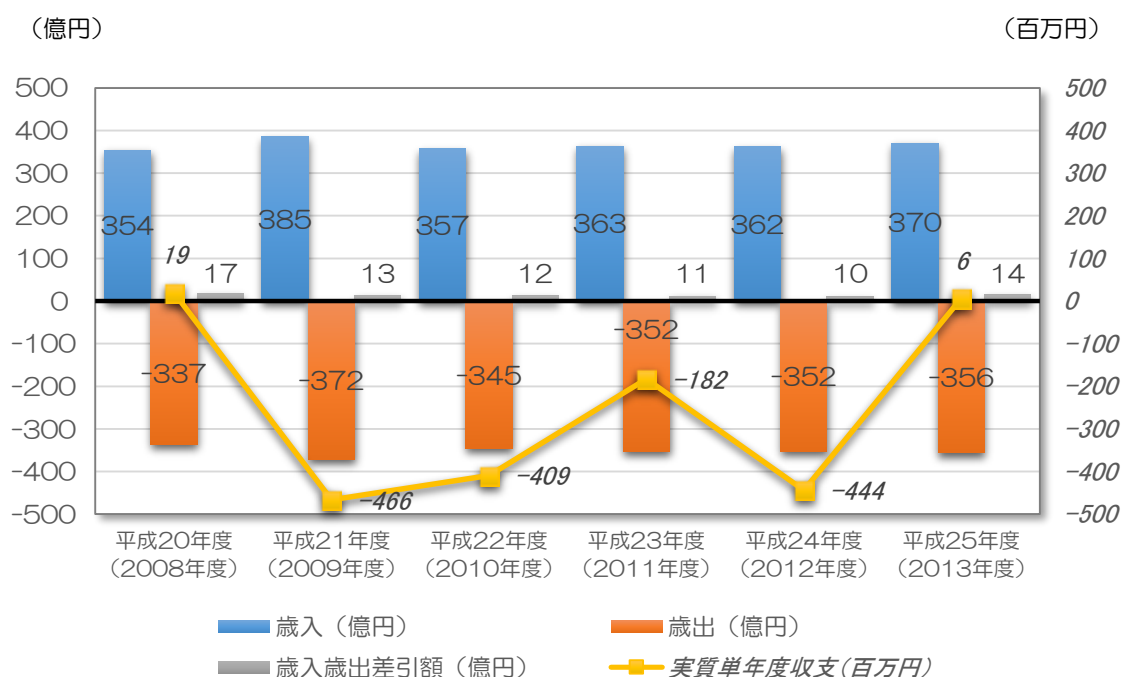
平成 21 年度決算から実質単年度収支の赤字が続いていましたが、平成 25 年度決算で黒字となりました。

歳入の 6 割近くを占める市税は、平成 20 年のいわゆる「リーマンショック」以降収入が大きく落ち込みましたが、平成 25 年度には平成 20 年度以前の水準に持ち直しつつあります。しかし、今後は市税収入の大幅な伸びは期待できないと見込まれます。

歳出については、生活保護や高齢者福祉、保育などの民生費及び予防接種や健康づくりなどの保健衛生費といった社会保障費が、高齢化や国の政策変更の影響を受けて増加傾向にあり、今後も一層の増加が予想されます。

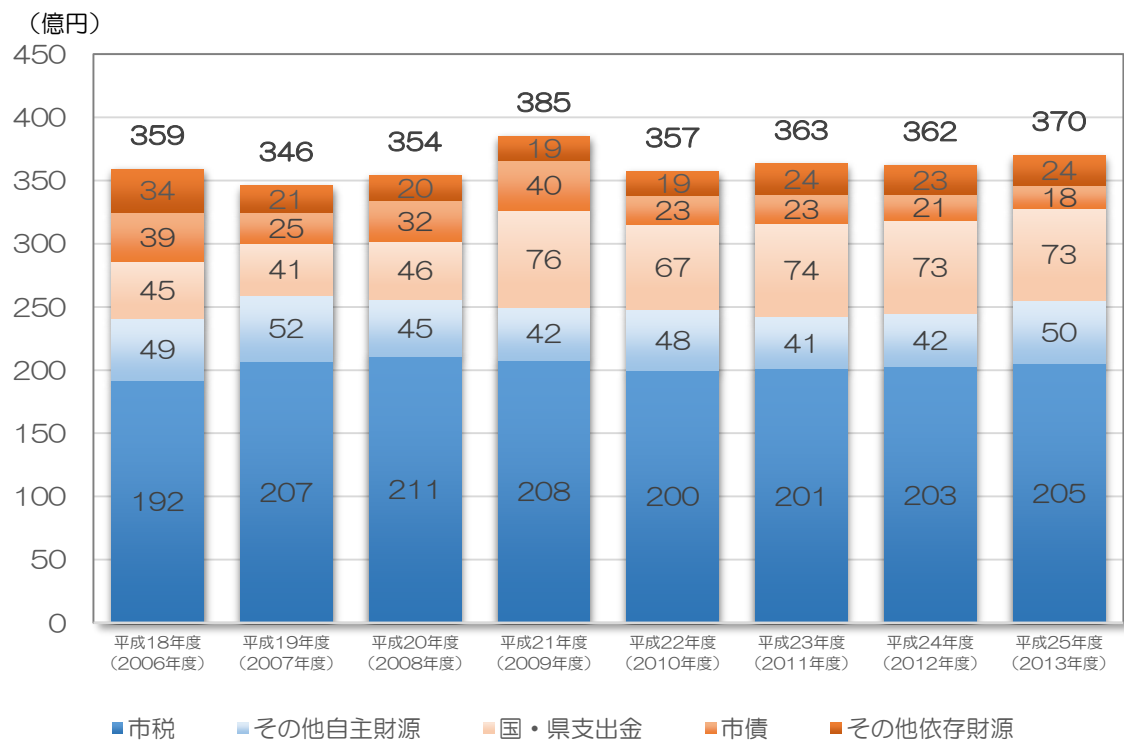
将来にわたって健全な財政運営を図るためには、歳入財源の確保に努めるとともに、歳出では事業の優先度を政策的に判断し、既存事業の徹底した見直しをするなど限られた財源の効率的・効果的な活用にも努めていかなくてはなりません。

【歳入・歳出の推移】



注：実質単年度収支は、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立金や債務を繰り上げて償還した繰上償還金）や赤字要素（積立金取崩し額）も考慮した、当該年度だけの実質的な収支を表すものです。

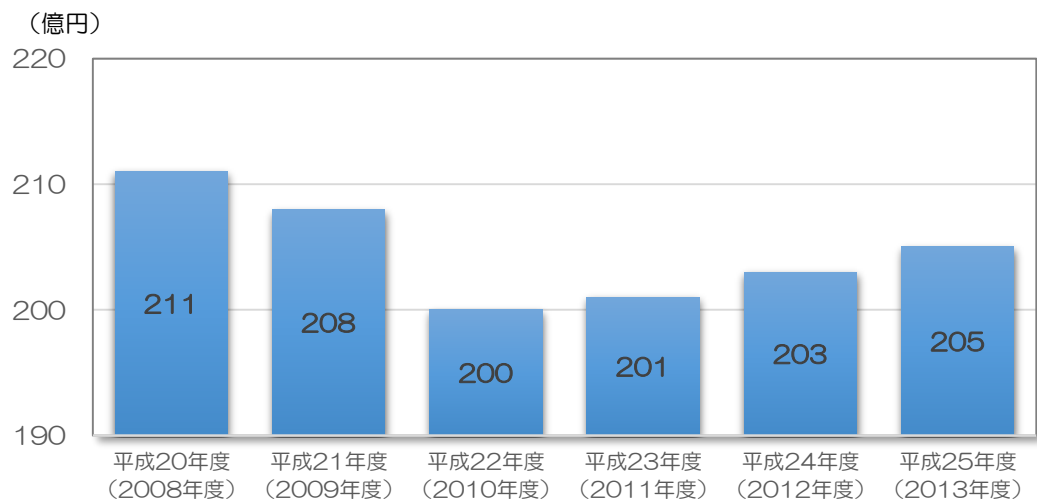
【歳入の推移】



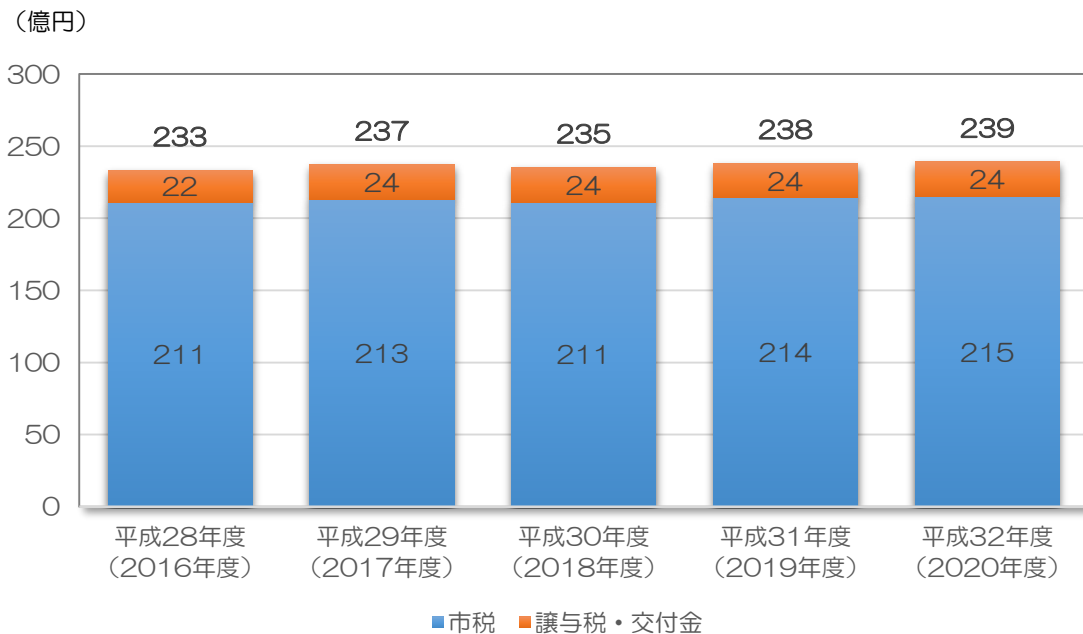
【市税収入の推移】

(単位: 千円)

歳入	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
市民税(個人)	9,342,374	9,330,321	8,694,649	8,595,616	8,992,563	9,110,183
市民税(法人)	1,405,986	1,048,846	771,291	870,836	917,903	847,986
固定資産税	8,388,085	8,501,051	8,546,379	8,588,113	8,350,834	8,410,543
その他	1,920,255	1,902,551	1,937,942	2,049,574	2,045,002	2,163,937
市税合計	21,056,700	20,782,769	19,950,261	20,104,139	20,306,302	20,532,649



【今後の主要な一般財源の収入見込み】



注：今後の主要な一般財源の収入見込みの前提条件

＜市税収入＞

現時点で判明している税制改正などによる影響を概算で見込んでいます。

○個人市民税：平成 27（2015）年度の収入見込額をもとに、過去の実績や経済動向などを踏まえて、ほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

○法人市民税：計画期間中の税制改正による減を見込んでいます。

○固定資産税：土地は地価の上昇による増を見込んでいます。家屋は新築による増とともに、平成 30（2018）年度は、評価替えに伴う前年度からの減を見込んでいます。

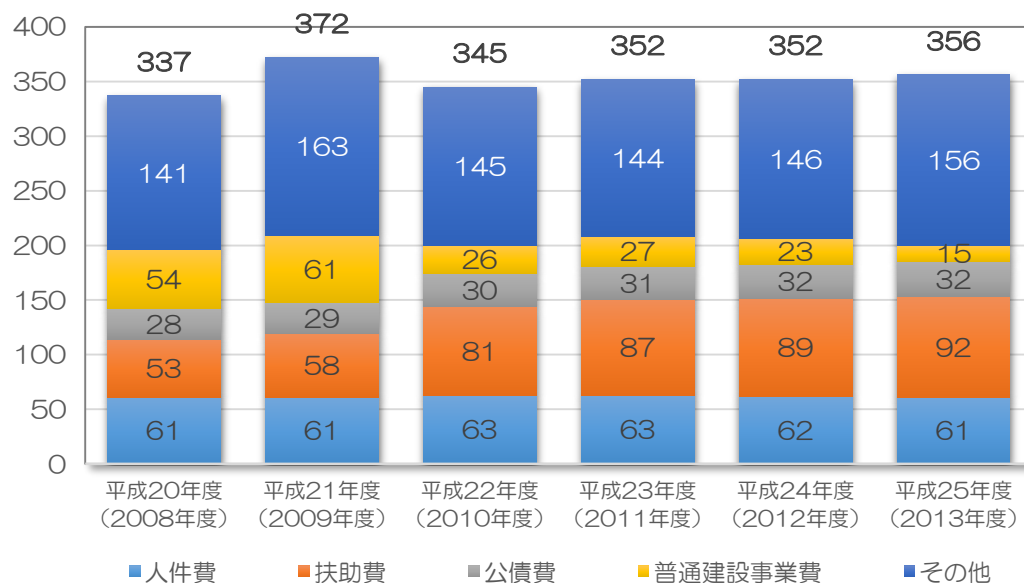
○市たばこ税：計画期間中の税制改正による増を見込む一方、喫煙率の低下による売り上げ本数の減少を見込んでいます。

＜地方譲与税、各種交付金＞

地方譲与税や各種交付金（地方消費税交付金、利子割交付金、配当割交付金など）については、景気や制度改正等に連動することから、現時点では、計画期間中ほぼ横ばいで推移するものと想定しています。

【歳出（性質別）の推移】

（億円）



人件費…市職員の給与、市長・市議会議員の報酬等

扶助費…生活保護や児童福祉、障害者福祉などの社会保障に要する経費

公債費…地方債の元金の返済や利子の支払いにかかる経費

普通建設事業費…道路、学校などの施設の建設事業などに要する経費

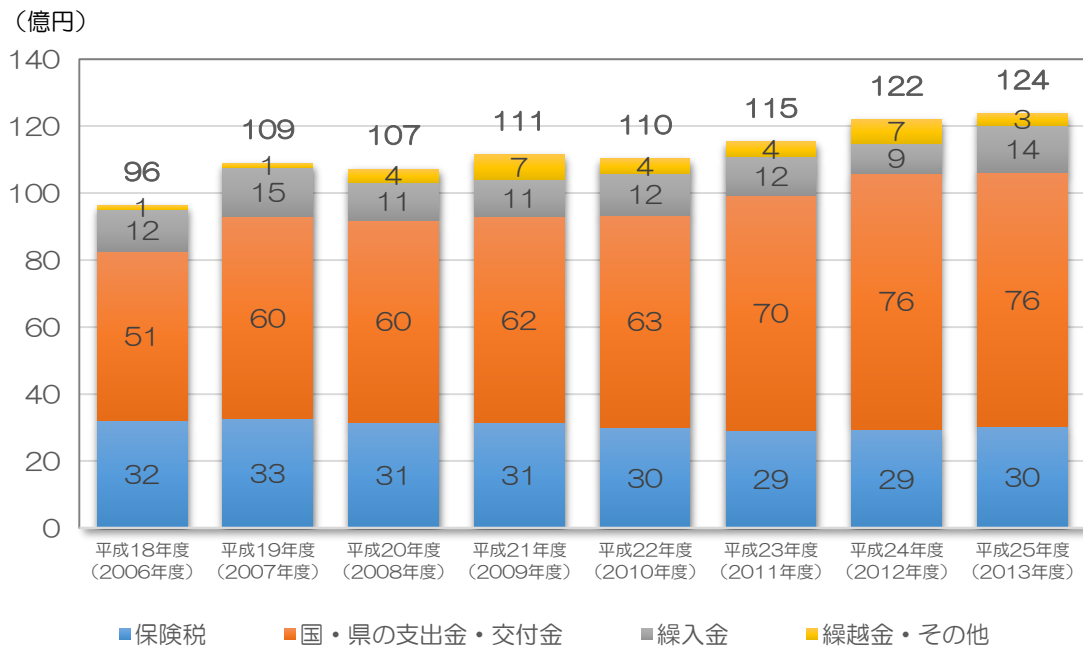
その他…委託料などの物件費、各種団体に対する補助費等、施設の修繕料などのための維持補修費、財政調整基金などに積み立てる積立金など

③特別会計

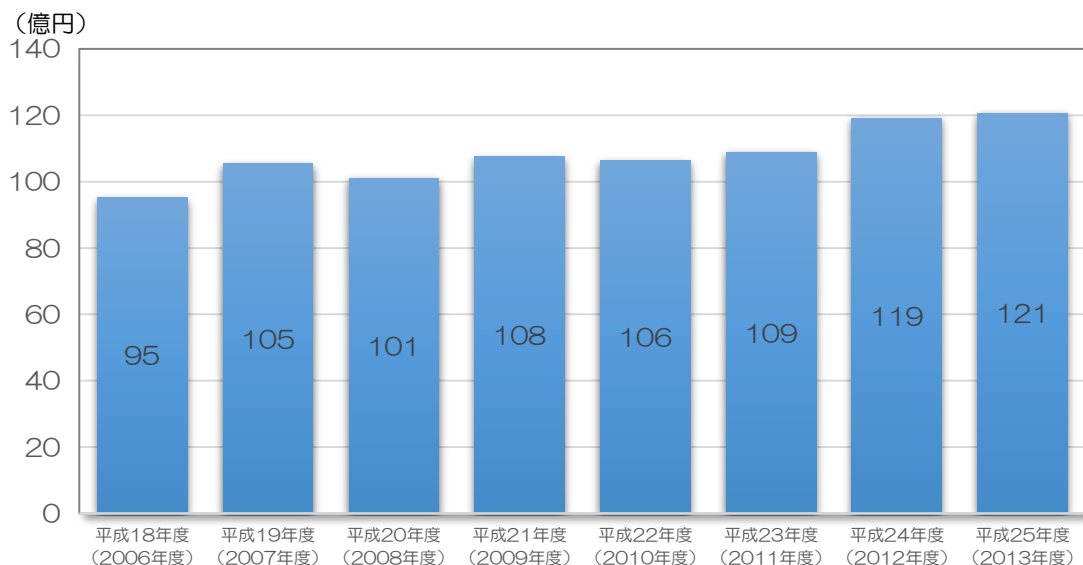
■国民健康保険

加入者の高齢化や医療技術の高度化などにより医療費が増加傾向となり、低所得者の加入者が多い中での財源確保は引き続き厳しさをますます予想されます。また、平成30年度より都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、地域におけるきめ細かい事業を行なう市町村とともに国保の運営を担うことが予定されています。

【歳入の推移】



【歳出の推移】

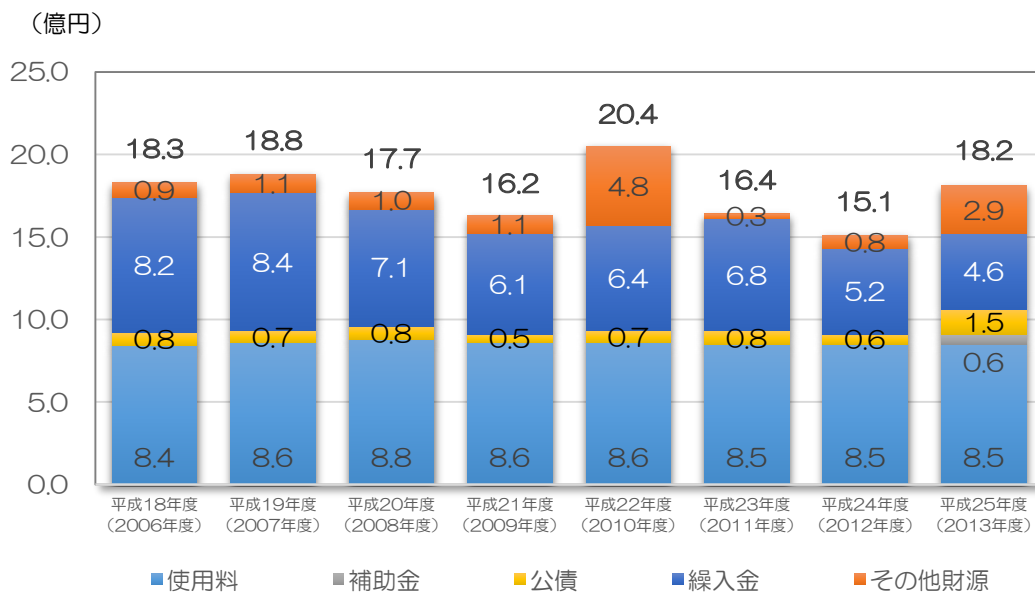


■下水道事業

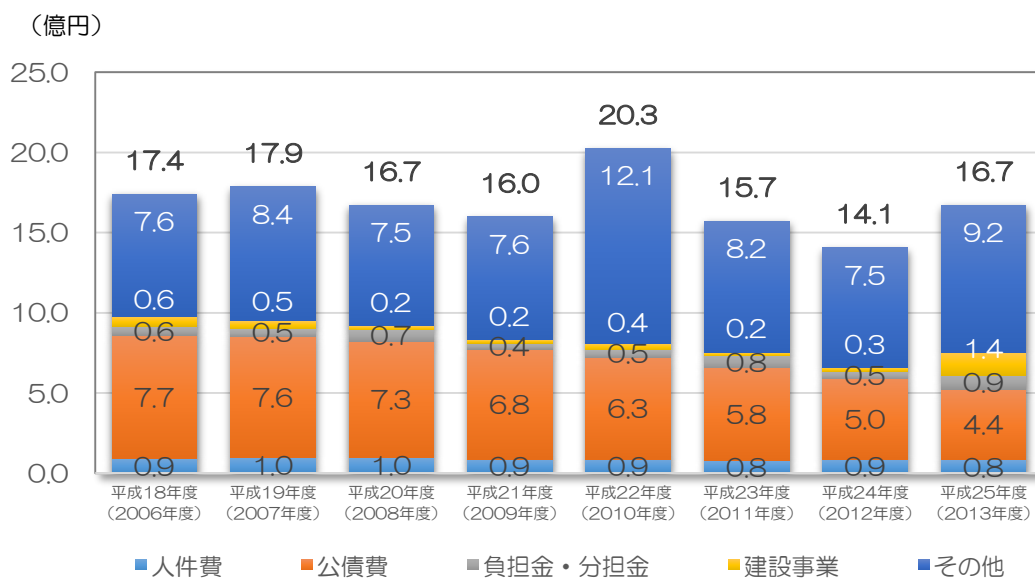
歳入については、主要な歳入である下水道使用料は、旧暫定逆線引き地区での公共下水道の接続が増えることにより増加が見込まれるものの、節水意識の高まり等による使用水量の減少が見込まれることから、横ばい傾向が続くものと見込んでいます。

歳出については、旧暫定逆線引き地区での下水道整備に加え、今後対応が必要となる既存施設の老朽化対策などにより建設費等の増加が見込まれます。

【歳入の推移】



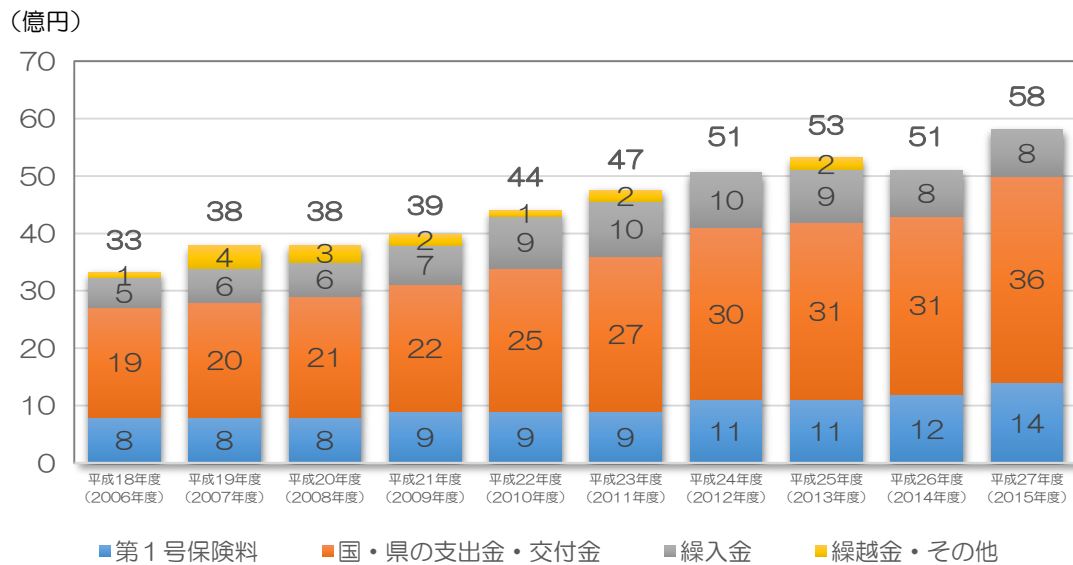
【歳出の推移】



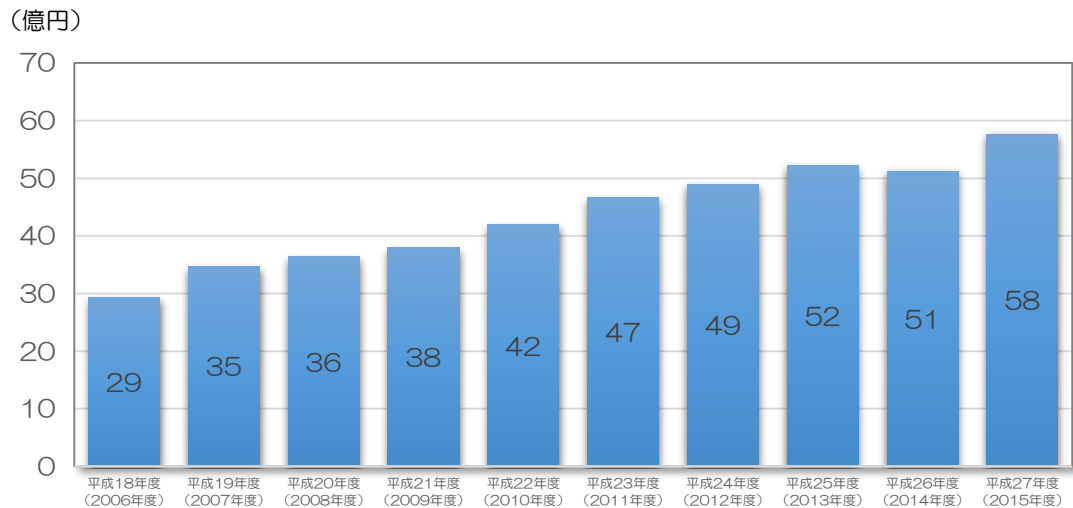
■介護保険

団塊の世代が全て後期高齢者（75歳以上）となる平成37年（2025年）には、65歳以上の高齢者に占める後期高齢者の割合が57.6%となります。要介護認定者に占める後期高齢者の割合が約8割を占めていることから、歳出における保険給付費の増加とそれに伴う第1号被保険者（65歳以上）保険料の上昇が見込まれます。

【歳入の推移】



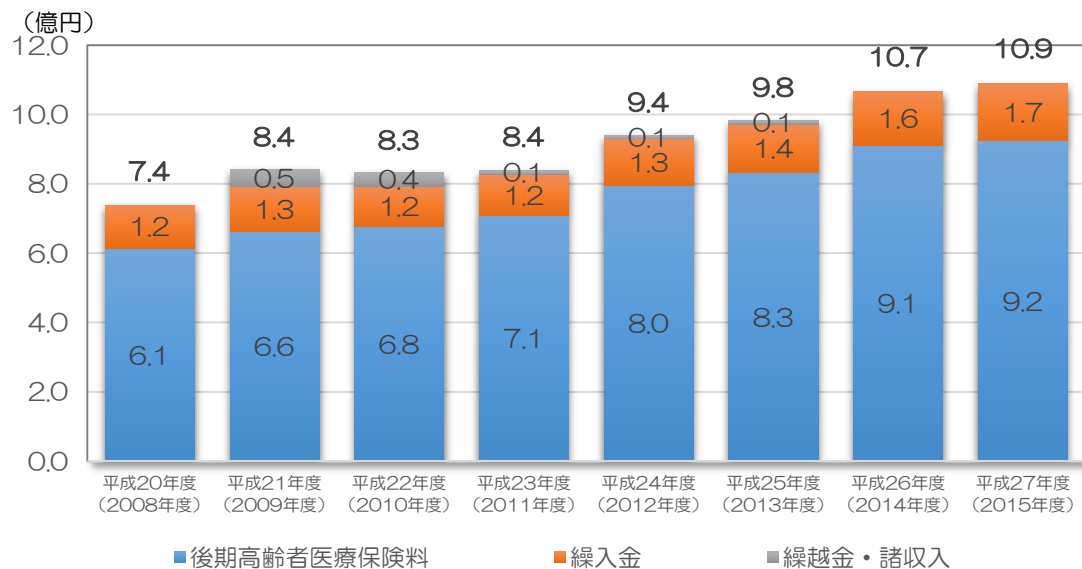
【歳出の推移】



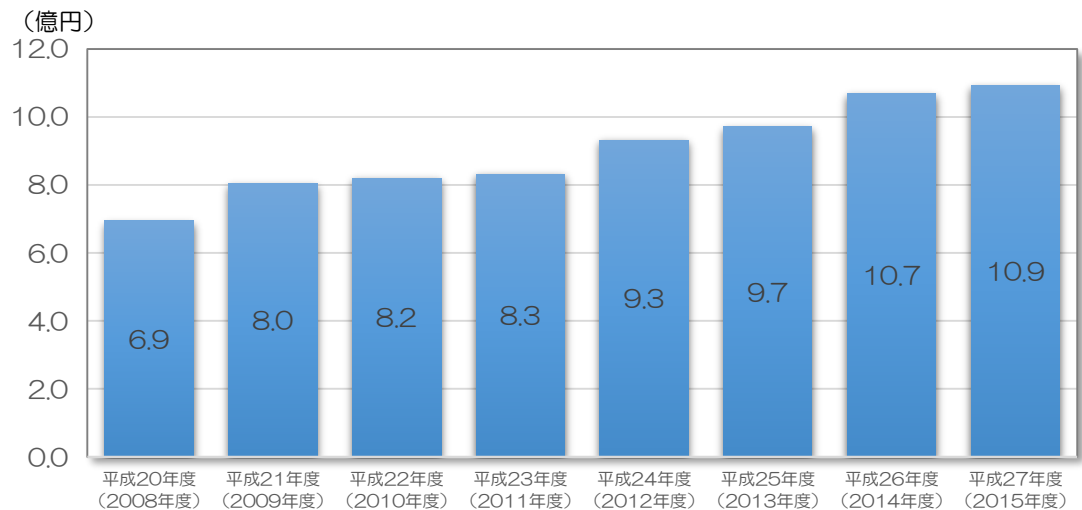
■後期高齢者

首都圏では、今後、後期高齢者数が急増すると推計されていることから、埼玉県後期高齢者医療広域連合が負担する医療給付費の増加とそれに伴い、本市においても後期高齢者が負担する保険料の上昇が見込まれます。

【歳入の推移】



【歳出の推移】

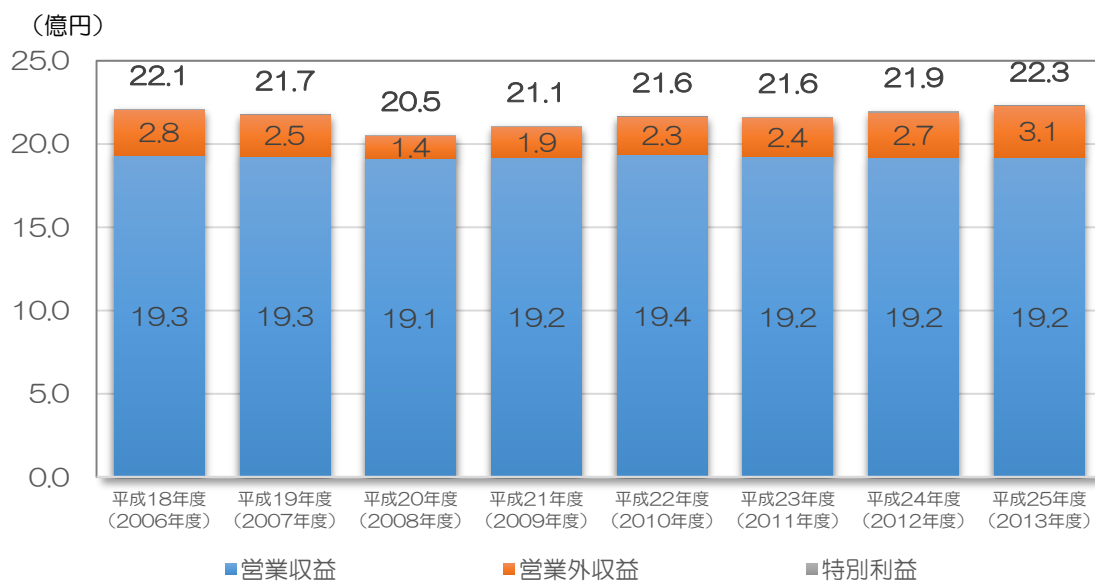


④公営企業会計（水道事業）

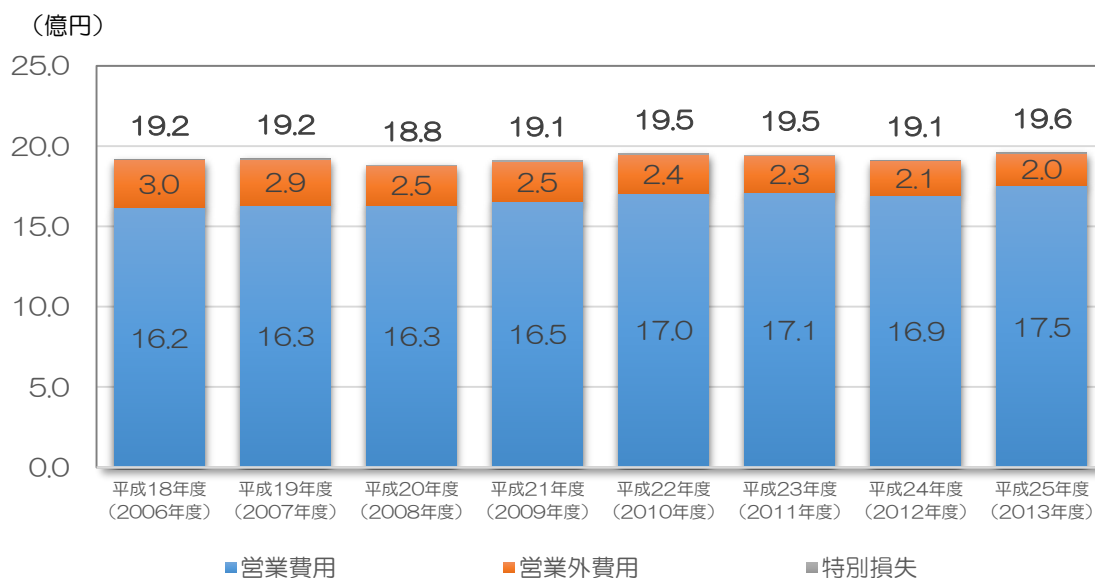
将来にわたって安定した水道サービスの提供には、老朽化した管路施設や浄水場等の適切な時期の更新、耐震化などを図ることが必要です。

事業の財源となる水道料金収入の確保を図るとともに、効率的な運営に努めなければなりません。

【収益的収入の推移】



【収益的支出の推移】



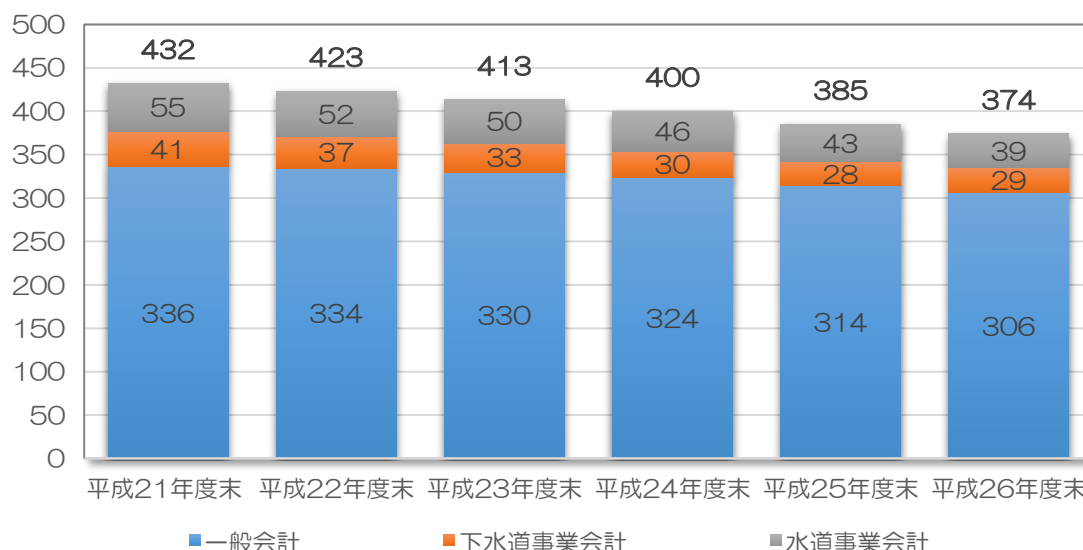
注：水道事業は、地方公営企業会計方式を採用しているため、一般会計、特別会計とは異なる「収益的収入」と「収益的支出」を示しています。

⑤市債残高

市債残高とは、市が資金調達のために行う借金の残高のことで、道路や学校、保育園などの公共施設を整備するときなどに借り入れるものです。過去6年の市債残高は、毎年減少しています。

【市債残高の推移】

(億円)



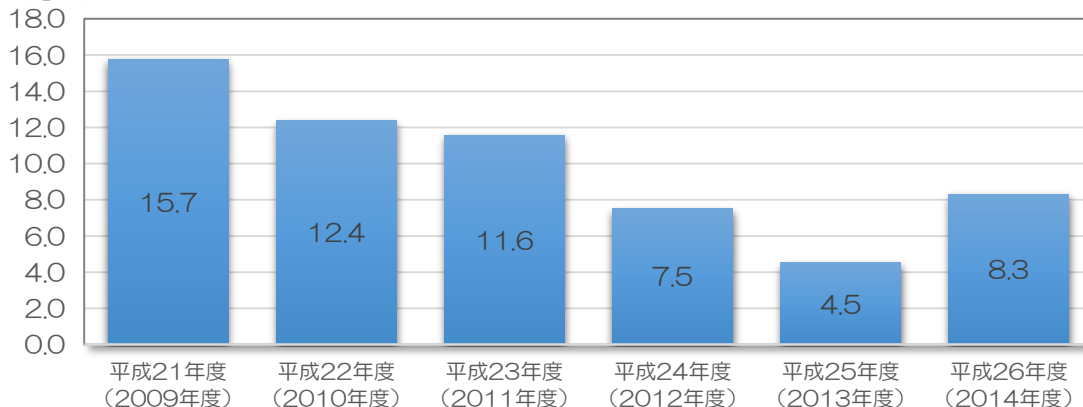
※平成26年度については、平成26年12月時点の見込みです。

⑥財政調整基金

財政調整基金は、大幅な税収の減や災害の発生による思わぬ支出の増など、予期しない収入減少や不時の支出増加に備え、長期の計画的な財政運営を行うために積み立てているお金で、ある程度の残高は確保しておく必要があることから、今後も積み増しを行う必要があります。

【財政調整基金残高の推移】

(億円)



(3) 都市計画

①現状

本市は、埼玉県内で 4 番目に住民の平均年齢が若く、少なくとも今後 10 年間は人口の微増が続くことが予測されているまちです。

また、東京都区部に隣接し、鉄道や国道など幹線道路を軸に交通の利便性が高いまちです。都心に近い住宅都市でありながら、武蔵野の面影を残す黒目川や岡地域から根岸台にかけての緑や湧水、市街地の中心に形成された基地跡地の自然など、環境や景観の面からも価値の高い社会的資源を有しています。

②課題

第4次総合振興計画で残された主な課題点は以下のとおりです。

- ・ 国道 254 号和光富士見バイパスの整備が進められることによって、沿道の開発が進み、地域の印象が大きく変化することが見込まれます。このため、農地等の保全とともに、景観に配慮した秩序ある土地利用等に留意していく必要があります。
- ・ 旧暫定逆線引き地区から市街地に編入した 5 地区は 50 ヘクタールを越える規模です。今後、市はこれらの地区について良好な市街地の形成に取り組む必要があります。
- ・ 過去の浸水被害等を教訓として、引き続き適切な防災対策に努めるとともに、住宅が密集する地域の防火・防災対策や環境整備に留意していく必要があります。
- ・ 市の南部を横断する国道 254 号の沿道についても、隣接する住宅等に配慮しながら、商業施設の誘致などを検討する必要があります。
- ・ キャンプ朝霞跡地については、平成 20 年（2008 年）の朝霞市基地跡地利用計画の基本理念や見直し検討委員会での結果を踏まえた、具体的な活用策を検討する必要があります。
- ・ 旧第四小学校などの公共施設や根岸台 3 丁目の大規模な工場跡地とその周辺については、市全体もしくは、周辺地域の活性化に寄与する機能をもった土地利用を拓けていく必要があります。

③方針

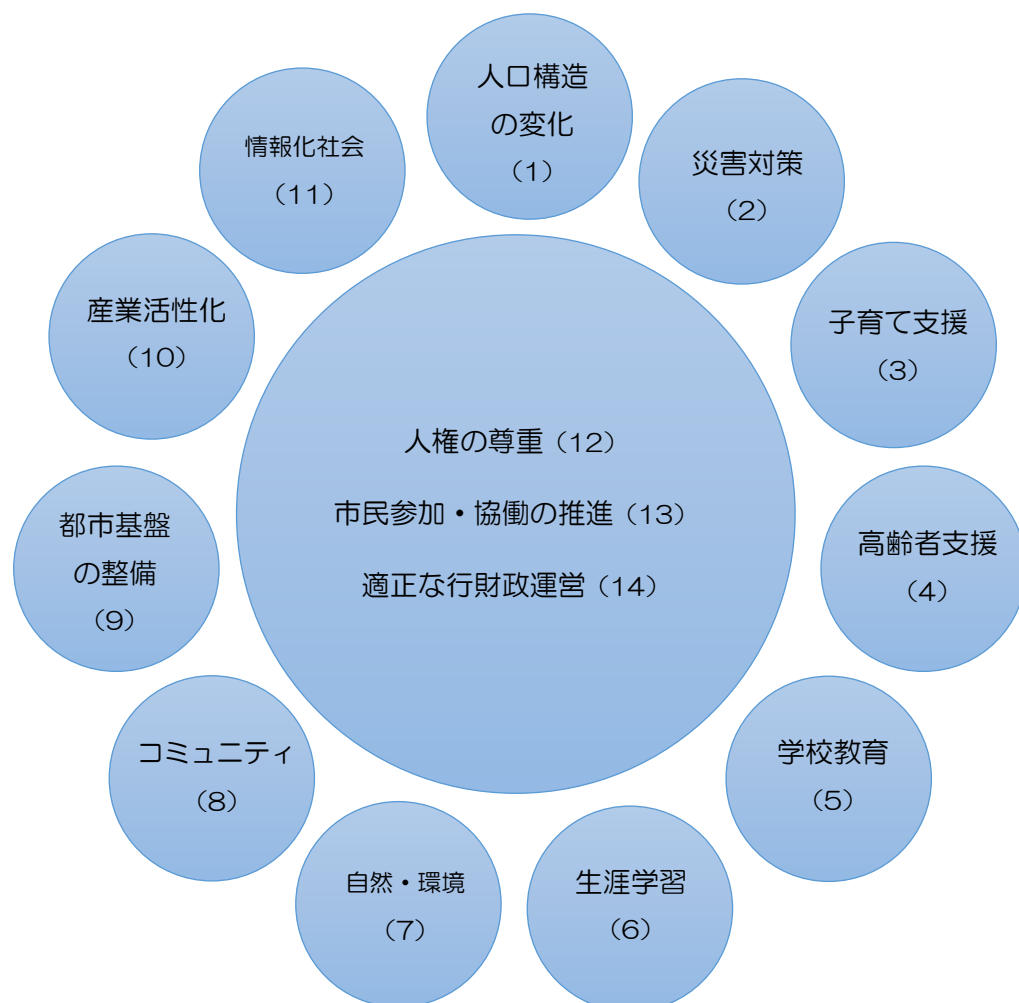
第5次総合計画における今後 10 年間の朝霞市の魅力を最大限に生かすまちづくりを、財政状況も含めて今後も進めていくことが基本となります。

- 子どもも大人も安心して歩ける歩行者に優しい道路の整備をさらに進めるとともに、集中豪雨など内水による浸水被害の軽減や、住宅が密集する地区などの防火・耐震対策や生活道路・公園などの整備による大規模災害に対する減災対策が必要です。
- 今後加速化が予測される少子・高齢化や人口減少に備えるために、適正な医療体制や地域福祉体制を構造的に支えるまちづくりが必要です。また、高齢者や障害のある人などが外出しやすいまちを目指し、さらにバリアフリー化を進めていく必要があります。
- 駅周辺を拠点とした交通ネットワークを充実しつつ、公共施設など社会資本の適正な分散化と集約化を進め、より便利で生活しやすい都市環境の形成に努力していく必要があります。
- 市内の中央を流れる黒目川や湧水、斜面林、いわゆる武蔵野の北東端の印象的な自然景観が市内に現在も豊富に残されているほか、基地跡地に形成された自然など、暮らしにゆとりと潤いを生み出すため、社会的資産を活かした都市空間を整備していく必要があります。
- この総合計画の策定に当たって実施した市民意識調査と青少年アンケートの結果では、「買い物が不便である」「気にいった店やショッピングセンター、スーパーマーケットなどが少ない」という回答が多くありました。特に、青少年からは「おしゃれな街並みやお店」に対する期待が多く寄せられました。住宅都市としての環境を守りつつ、地域での消費欲求にも応えうる「おしゃれ」な空間演出によって地域の産業振興や雇用の創出に結び付けて行く必要があります。

3 社会の潮流・まちづくりの課題

市民懇談会「あさか お・も・て・な・し カフェ」などを通じて、市民のみなさんから出された意見のほか、総合振興計画審議会で実施したワークショップ等を基に、計画策定にあたって重要と考える社会の潮流やまちづくりの課題を以下のとおり整理します。

本市を取り巻く社会の潮流・まちづくりの課題



注) 詳しくは、32、33 ページの「1 基本構想の構成図」をご覧ください。

（１）人口構造の変化

日本の人口は、平成 20 年（2008 年）をピークに減少し始め、高齢化率も年々上昇しています。人口減少や少子高齢化が続くことで、社会の活力低下や経済へのマイナスの影響などが懸念されます。そのような中、人口減少を食い止め、東京圏への人口の流入を抑え、それぞれの地域で住みよい環境を確保することで、将来にわたって活力ある社会を維持していくために、「まち・ひと・しごと創生（地方創生）」に向けた取組が始まっています。

一方、本市は、高齢化率が全国平均と比べて低く、現在も人口が増加しています。市が行った人口推計でも、今後しばらくは人口増加が続くと予想していますが、将来的には人口減少、高齢化が見込まれています。子どもを産み育てやすく住み続けたいと思えるまちづくりを進め、将来にわたって本市の活力を維持し続けることが必要です。

（２）災害対策

平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）が発生したことや、その震災を受け、首都直下地震の被害想定が見直されたことなどから、防災対策の必要性、緊急性が再認識されています。また、近年短時間の集中豪雨による土砂災害や竜巻など局地的な災害が多発しており、その対策が求められています。

本市においても、防災、減災に配慮したインフラ、公共施設、防災拠点の整備や、住宅の耐震化等に引き続き取り組むとともに、市民一人一人の災害への備えに加え、地域の防災力を高めていくことが必要です。

（３）子育て支援

近年、全国的には少子化が進行している一方で、都市部においては待機児童数の増加が問題となっており、子どもを産んでも働き続けられる労働環境の整備など、子育てしやすい環境づくりが求められています。国においては平成 25 年（2013 年）に子ども・子育て関連 3 法を施行し、子育て支援を総合的に推進する取組を進めています。

本市においては、比較的若い世代が多く住んでおり、保育園の待機児童の解消などが課題となっていることから、幼児期の教育と保育の充実、地域の子育て支援などに取り組み、子育てのしやすさを実感できるまちづくりが必要です。

（４）高齢者支援

高齢化が進む中で、介護、医療などの支援を安定して提供することが求められています。高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、地域で包括的な支援・サービスを提供する「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。

本市においては、平成 27 年（2015 年）からの 10 年間で、高齢者に占める 75 歳以上の割合が増加することが見込まれ、今後、高齢者福祉サービスの需要増に対応するとともに、高齢者が健康で、地域で安心して暮らし、活躍できる地域社会をつくるため、医療、保健、福祉、労働・教育分野の連携を強化することが必要です。

（５）学校教育

これからの社会を生きる子どもたちには、これまで以上に自ら課題を発見し解決する力、物事を多様な観点から考察する力などが求められています。また、学力格差の拡大、いじめや不登校、体罰など、学校を取り巻く問題の解決が求められています。

本市においても、未来を担う子どもたちが、自ら学び、自ら考え、行動する力や豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」を身につけ、心身ともに健やかに成長していく環境を整える必要があります。また、子どもたちの学力の向上を図るとともに、いじめや不登校の解消に向け、子ども一人一人に対するきめこまかな対応が必要です。

（６）生涯学習

近年、価値観やライフスタイルの多様化が進むとともに、生涯現役志向の高まりから、人々の学習に対するニーズが増加しつつあります。また、様々な社会問題の解決に向けて、一人一人が生涯にわたり学び続け、その成果を社会に生かせる「生涯学習社会」の実現が期待されています。

本市においても、社会教育施設の機能を充実させることはもちろんのこと、市民の主体性を尊重した生涯学習、スポーツ活動、文化活動を活性化するとともに、市民が学んだことを地域に還元し、地域における学びの循環を図っていく必要があります。

（７）自然・環境

地球温暖化の深刻度が一段と増加しており、温室効果ガスの削減に向けた取組が国際的な課題となっています。また、福島第一原子力発電所の事故を受け、エネルギーの多様な供給体制の確立が求められています。

本市は自然環境に恵まれ、交通等の利便性もよく、市民意識調査では多くの市民が住み続けたいと回答しています。したがって、都市としての利便性・安全性を確保しつつ、環境負荷の低減に努めるとともに、黒目川などの河川、湧水、斜面林、雑木林などの豊かな自然環境を保全していく必要があります。

（８）コミュニティ

住民の地域社会への帰属意識の希薄化や高齢化などにより、地域コミュニティの弱体化が問題視されています。一方で、東日本大震災の経験をきっかけに、緊急時における地域コミュニティ（絆）の重要性が再認識されています。

本市では自治会加入率の低下が問題となっている一方で、NPOなどの市民活動団体は増加傾向にあります。様々なコミュニティ活動の発展を支援するとともに、各団体との連携や協力を促進する必要があります。

（９）都市基盤の整備

高齢化による社会保障や公共施設の老朽化対策に必要な経費の増加により、新たな都市基盤の整備に必要な経費の確保は難しくなることが見込まれます。

一方で、本市では歩道がない狭い道路も少なくないことから、子どもから高齢者までだれもが安心して快適に利用できる道路・交通環境づくりが今後ますます重要となります。

このため、安全・安心なまちづくりや地域活性化のための都市基盤の整備など、優先度の高い事業の重点的な推進とともに、計画的な施設の維持管理が必要です。

（１０）産業活性化

近年、産業構造が変化する中で、非正規労働者の大幅増加による経済格差などが問題となっています。国では、成熟産業から成長産業への移行、「多元的」な働き方の推進等の取組が進められています。また、若者の雇用の安定や女性が活躍する社会の実現などが求められています。

本市においては、工場の減少や市外への移転のほか、商店街における空き店舗の増加などによる中心市街地の空洞化、農地の減少、従事者の高齢化や後継者不足など、様々な問題を抱えていることから、現在の産業基盤を維持し続けるために今後の産業政策のあり方を検討することが必要です。

（１１）情報化社会

近年、携帯電話に代わりスマートフォン・タブレット端末の普及により、場所にとらわれず、双方向での情報交換や即時的な情報共有が容易になってきています。一方で、情報格差や個人情報の漏洩のほか、インターネットを通じたいじめ・犯罪など新たな問題も発生しています。

本市においては、市民と市がともにまちづくりを進めていくために、様々なコミュニケーション手段を活用し、情報の共有を進めていくとともに、市民の意向を随時把握するための広聴システムの拡充が求められます。そして、誰もが安心して情報機器を利活用できる環境づくりを進めることが必要です。

(12) 人権の尊重

近年、いじめや配偶者等からの暴力、子ども、高齢者、障害者に対する虐待など、人権侵害が増加しています。また、性別による役割分業意識や人権を軽視した社会慣行が依然として残っており、様々な人権問題に対する教育や啓発に引き続き取り組む必要があります。

本市においても、様々な人権問題への理解を深めるとともに、被害を受けた人を支援するほか、加害にいたる社会的背景にも目を向け、問題解決に当事者とともに取り組む環境づくりを進めていくことが必要です。

(13) 市民参加・協働の推進

市民のニーズや地域課題が多様化する中で、行政だけでなく、市民や地域の団体などと協働して、地域における課題の解決を図る取組が増加しています。

本市においては、多くの市民がまちづくりへの参加に興味を持っており、協働による取組も増加傾向にあります。多様化する市民ニーズや地域の課題に対応するためにも、これまで以上に市民が市政に参画する道筋を固め、地域の団体・企業との協働を幅広い分野で展開することが必要です。

(14) 適正な行財政運営

国と地方の役割分担の見直しにより、国から地方への権限移譲が進んでおり、地方自治体の役割は益々大きくなっています。また、国や地方自治体の財政は、社会保障関係費や少子化対策のほか、社会資本整備費に係る歳出が年々増加する一方で、税収の低迷が続くなど、構造的な問題を抱えています。

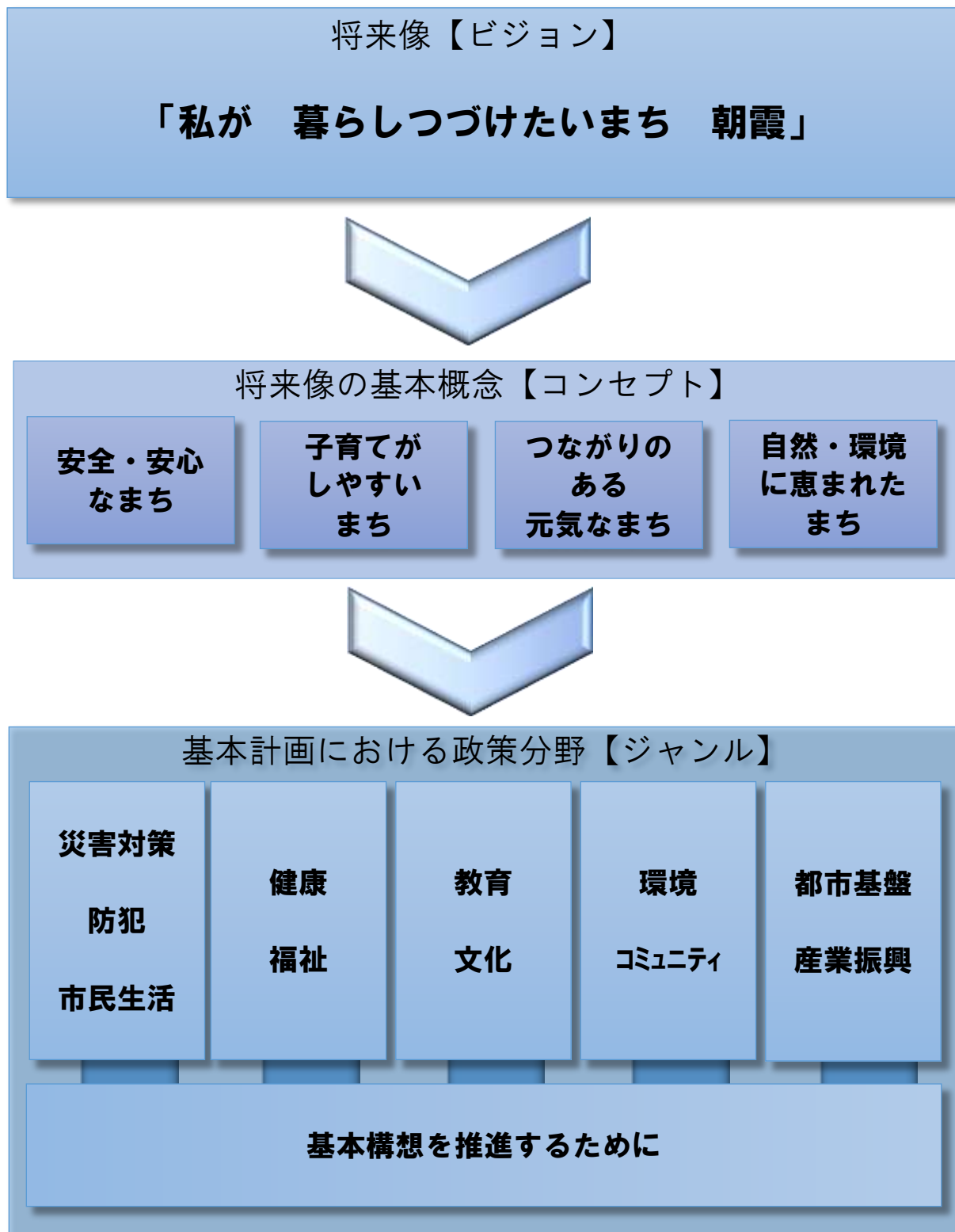
本市においても、今後も財政運営がさらに厳しくなることが予想されており、健全で安定的な財政運営を進めていくための経営感覚に優れた行政運営を行う必要があります。また、よりよいまちづくりを行うための体力や経営力を向上させるため、マネジメントの仕組みの改善や庁内の人材育成を進めていくことが必要です。

第Ⅱ部 基本構想



第1章 基本構想について

1 基本構想の構成図



2 基本構想の概要

基本構想は、市民と市がともに実現をめざす将来像とその実現に向けた政策の方向性を示すもので、平成 28 年（2016 年）度を初年度として、平成 37 年（2025 年）度を目標年次とする 10 年間の計画です。

3 基本構想の構成

国が進めている地方分権など様々な社会状況の変化を受け、今後はますます市民と市の協働でまちづくりを進めていくことが求められます。そこで、第 5 次総合計画の基本構想は、これまでのように市の政策分野に沿って体系的に方針を示すのではなく、まちづくりの主役である市民と市が共有できるものとなるよう、新しい構成としています。

政策を立案・推進する際の留意点【ポイント】

思いやりをもった
まちづくり

参加と協働による
まちづくり

経営的な視点を
もったまちづくり

第2章 朝霞市の将来像

1 将来像（ビジョン）

私が 暮らしつづけたいまち 朝霞

朝霞のまちには、子どもからお年寄りまで、たくさんの人が暮らしています。このまちに住んでいる人、学んでいる人、働いている人、活動している人など、「朝霞に関わりのある一人一人が主人公である」との意味を込めて、将来像の主語を“私”としています。

“私”が、朝霞というまちを愛し、「朝霞に暮らしつづけたい」、「朝霞で暮らしてみたい」と思えるような、魅力的で住みやすいまちにしていきたいと思います。

2 将来像の基本概念（コンセプト）

「私が 暮らしつづけたい」と思えるまちであるために、日々の安全・安心や、人々のつながり、元気や潤い・やすらぎなどは、誰にとっても欠かせません。また、将来にわたって暮らしつづけるために、未来を担う子どもを育てやすいことや、私たちが暮らす環境が守られていることなども大切です。

このようなことから、具体的にどのようなまちであれば、「私が暮らしつづけたい」と思えるのか、「私たちのまちはこうありたい」、「こうあってほしい」という想いを、「安全・安心なまち」、「子育てがしやすいまち」、「つながりのある元気なまち」、「自然・環境に恵まれたまち」という4つの基本概念（コンセプト）としてまとめました。

この4つの基本概念（コンセプト）を私たちと市が共有し、みんなで同じ方向を向いて力を合わせて取り組んでいきたいと考えています。

安全・安心なまち

“安全・安心なまち”とは、私が「日常生活において安全で安心して暮らしていける」と実感できるまちであるとともに、「災害時には、みんなで助け合って乗り越えられる」と思えるまちです。

日常生活においては、安心して平穏に子どもを育てられ、老後を過ごせたりすることが必要です。また、誰もが安全に不自由を感じることなく行動でき、不安をかかえずに日々を過ごせることが必要です。

また、災害による被害をできるだけ少なくするよう日頃から備えをし、万一、災害が起きても、みんなで助け合って乗り越えていける、そのようなまちにしていきたいと思います。

【政策づくりに当たって重視すべき事項】

◆ 人にやさしいまちへ

- ・誰もが歩きやすい歩道の整備や生活道路の安全確保
- ・ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備

◆ 支え合う心で安全・安心なまちへ

- ・地震災害時の避難路や緊急輸送路となる幹線道路の整備
- ・集中豪雨などによる浸水被害の軽減対策
- ・上下水道などのインフラ、公共施設などの計画的な耐震化・老朽化対策
- ・防災、減災のための自助、共助、公助による地域防災計画の推進
- ・市民・地域の主体的な防犯・防災活動や交通安全活動などの支援
- ・警察や消防などの関係機関、地域の事業者との連携
- ・社会的弱者といわれる子ども、高齢者、障害のある人、低所得者などが地域で自立した生活を営むために必要な支援
- ・市民が安心して暮らせるための社会保障制度の適正な運営

子育てがしやすいまち

“子育てがしやすいまち”とは、私が「このまちで子どもを育て、その喜びを実感できる」まちです。

そのためには、子どもたちがのびのびと成長し、学び、遊べる良好な環境が整い、私が安心して楽しく子どもを育てるための様々な支援が充実している必要があります。

さらに、自然や文化に接しながら、子どもたちが心豊かに成長し、質の高い教育を受けられる、そのようなまちにしていきたいと思います。

【政策づくりに当たって重視すべき事項】

◆ 子育てしやすいまちへ

- ・妊娠から出産・子育てと、ライフスタイルに合せた支援体制とサービスの充実

◆ 子どもたちがいきいきと育つまちへ

- ・全ての子どもが健やかに成長できる地域の環境づくりの推進
- ・急激な社会の変化に対応するための教職員の資質向上や教育内容の充実
- ・虐待やいじめ、不登校等の問題を解決するための、子どもの個性と人権を尊重した教育の推進
- ・障害のある人となない人が共に学ぶことのできる教育制度（インクルーシブ教育システム※）を踏まえた、一人一人の障害等に応じた教育の充実

つながりのある元気なまち

“つながりのある元気なまち”とは、私が「いきいきと暮らし、さまざまな人々と絆（きずな）を結び、自分らしい人生を送れている」と実感できるまちです。

そのためには、個人の価値観やライフスタイル、異なる文化的背景をお互いに尊重し合いながら、地域に住む人々が連帯し、私たちの誰もが住みやすいまちにしていくことが必要です。

また、近くのにぎわいのある商店街があるなど、各施設がまちのなかにバランス良く存在していれば、地域で働く機会も増え、より活気のあるまちになるはずです。そのような元気なまちにしていきたいと思います。

【政策づくりに当たって重視すべき事項】

◆ つながりのあるまちへ

- ・自治会やボランティアなどコミュニティ活動の活性化と連携の促進による住民の地域意識の醸成
- ・生涯学習に対する市民の関心の高まりに対するスポーツや芸術文化などの活動支援及び学び合いによるまちづくりの推進
- ・NPOなど市民活動団体への支援
- ・多文化共生の考えのもと、お互いを理解しあうためのコミュニケーションの促進
- ・コミュニティバス運行や路線バスとの連携による公共交通ネットワークの充実

◆ 元気なまちへ

- ・高齢者の豊富な知識や経験の活用、学習活動・就業への支援
- ・いつまでも、住み慣れた地域で暮らし続けるための福祉サービスの質の向上
- ・健康づくりの取組の充実
- ・消費者ニーズに対応できる商業の振興、商店街の活性化
- ・起業家や中小企業への効果的な支援
- ・雇用機会の創出と労働環境の充実の支援

自然・環境に恵まれたまち

“自然・環境に恵まれたまち”とは、私が「四季折々の草花、動物たち、川や湧水などの自然が豊かだ」、「まちの歴史や文化伝統を大切に次の世代に手渡していける」と実感できるまちです。

そのためには、豊かな自然や環境を守り、育て、さらに魅力を引き出していくことが何よりも大切です。

まちの自然・環境のすばらしさを、誰もが自信をもって語り合い、歴史や文化伝統を誇れるようなまちを創り出したいと思います。

【政策づくりに当たって重視すべき事項】

◆ 自然・環境がいきるまちへ

- ・ 自然と調和した適正な土地利用の促進
- ・ 市民との協働による河川環境や樹林地、湧水、公園緑地などの保全・活用
- ・ 地域の特色をいかした美しい景観の保全・創出
- ・ 環境保全のための活動の支援、環境にやさしいまちづくり
- ・ 循環型社会の構築に向けた市民と行政が一体となった取組の推進

◆ 歴史や伝統がいきるまち、魅力ある文化を創造するまちへ

- ・ 朝霞のあゆみを後世に伝えていくための地域の歴史や伝統文化の継承・保護
- ・ 恵まれた自然や環境を生かした朝霞独自の文化の継承・創出・育成
- ・ まちの活性化を図るため、市と市民の協力によるまちの魅力（文化・環境・ひと）の発信

第3章 政策を立案・推進する際の留意点（ポイント）

市は、総合計画が市の最上位計画であることから、全ての施策の整合を図りつつ、財政状況や時代の流れに対応していくため、計画の達成度だけでなく、効果などもわかりやすく評価できるよう努めるとともに、その評価結果を踏まえ、施策や事業を柔軟に見直すものとします。

また、将来像の確実な実現に向け、あらゆる政策を立案・推進する際の留意点として、「思いやりをもったまちづくり」、「参加と協働によるまちづくり」、「経営的な視点をもったまちづくり」の3点を掲げます。

市民と市は、この留意点（ポイント）を共有し、ともにまちづくりを進めていきます。

思いやりをもったまちづくり

①人権を尊重し共助の心をもつ

- ・市民は、お互いに尊重し合い、支え合う心を大切にします。
- ・市民と市は、人種や国籍、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず公平に社会で活躍できるまちの実現に向けて取り組みます。

②ユニバーサルデザインの視点をもつ

- ・市民と市は、子ども、高齢者、障害のある人など、誰にとっても暮らしやすいまちの実現に向けて取り組みます。

参加と協働によるまちづくり

①お互いの情報を共有する

- ・市は、まちづくりの現状や課題などの情報を市民へ積極的に提供します。
- ・市民と市、または市民同士で、それぞれの特性を最大限に生かしてまちづくりを進められるよう、お互いが有する情報を積極的に共有します。

②誰もが参加できるようにする

- ・市は、市民一人一人の思いを大切にし、まちづくりに生かすことができるよう、一人一人の市民に合った多様なまちづくりへの参加の機会を提供し、市民もまちづくりへ積極的に参加します。

③市民と市がそれぞれの役割を果たす

- ・市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、自らの意思と責任でまちづくりに参加するように努めます。
- ・市は、参加と協働によるまちづくりを推進し、市民活動を支援します。

経営的な視点をもったまちづくり

①目標達成に向け、計画的かつ柔軟に取り組む

- ・市は、中長期的視点から持続可能な計画を立て、社会状況に変化が生じたときは手段を柔軟に見直して対応します。
- ・市は、持続可能なまちとなるよう、現在のみならず将来を見据えた取組を実施します。

②経営資源を最大限に生かして取り組む

- ・市は、市へ納められた税金が、このまちをよくするために役立っていると市民が実感できるよう、常に行政改革に取り組み、最小のコストで最大の効果が上げられる経営を進めます。
- ・市は、まちづくりの担い手を育て、まちの基盤を整えるなど、将来のために必要な投資を継続的に行います。

③公正で透明な行政運営に努める

- ・市は、公正な行政運営に努めるとともに、基本構想・基本計画に掲げる目標の達成状況、事業の取組状況など、市政に関する情報などをこれまで以上に積極的に公開して市の透明性を高め、市民への説明責任を果たします。

第4章 政策分野（ジャンル）

市は、将来像の実現に向け、5つに分けた政策分野と基本構想を推進するための考え方について、具体的な施策を立案し取組を進めます。

これらの分野をより具体的、体系的にしたものが次項以降に掲げる基本計画です。

